

著者紹介

安井 宏 (やすい ひろし) 第0章, 序章, 第1章, 第3章 執筆

略歴

1969年 関西学院大学法学部卒業, 1974年 同大学大学院法学院研究科博士課程修了。広島修道大学教授, 関西学院大学法学部教授を経て, 現在, 関西学院大学大学院司法研究科(ロースクール)教授。

主要著作

「法律行為・約款論の現代的展開」(法律文化社, 1995年), 「フランスにおける現代契約理論の動向」法律時報66巻8号(1994年), 「地震約款の拘束力についての一試論——最近の下級審判例を素材として——」法と政治49巻4号(1998年), など。

◆読者へのメッセージ◆

法律学を勉強するときに、まず壁になるのが、見慣れない法律用語です。多くの人は、これまで法律学が嫌いになってしまっています。しかし、一般の人にとってわかりにくい専門用語があるのは法律学に限りません。どんな学問領域においても専門用語があり、これをマスターしないとその学問の中に入つていけません。本書では、法律用語を具体的な事例にそぐわせてわかりやすく説明することを心がけています。早く法律用語をマスターして、社会におけるさまざまな紛争の解決方法を自分なりに考えてください。

後藤 元伸 (ごとう もとのぶ) 第2章, 第6章 執筆

略歴

1988年 大阪大学法学部卒業, 1990年 同大学大学院法学院研究科前期課程修了。現在、関西大学政策創造学部教授。

主要著作

「団体における団体類型論と法人法定主義(一)~(三)」阪大法学44巻1号・4号, 45巻2号(1994~1995年), 「独仏団体法の基本的構成(一)~(二)」阪大法学47巻2号・6号(1997~1998年), 「組合型団体における任意脱退の意義と機能」関大法学論集52巻4・5号(2003年), 「フランスおよびベルギーにおける団体・会社法の法典化」関大法学論集53巻3号(2003年), など。

◆読者へのメッセージ◆

本書を読んで、少しでも民法に対する難しいイメージを払拭していただけたら幸いです。民法はしょせんゼニの世界の話ですから(!?), 私としては関西弁で書きたかったのですが……(講義では時々関西弁で言い直してアクセントをつけています)。

中田 邦博 (なかた くにひろ) 第4章, 第5章 執筆

略歴

1983年 立命館大学法学部卒業, 1988年 立命館大学大学院法学院研究科博士課程単位取得。1988~90年 ドイツ学術交流会(DAAD)奨学生としてマールブルク大学へ留学。

現在、龍谷大学法科大学院(ロースクール)教授

主要著作

「ドイツ民法典における意思表示法の形成過程(一)~(三・完)」立命館法学194~196号(1988年), 「新・キーワード民法」(法律文化社, 2007年, 共著), 「物権(エッセンシャル民法2)」(有斐閣, 2005年, 共著)ハイン・ケット「ヨーロッパ契約法I」(法律文化社, 1999年, 共訳), 「ヨーロッパ私法の動向と課題」(日本評論社, 2003年, 共編著), など。

◆読者へのメッセージ◆

学生時代、民法のゼミに所属しましたが、その理由は弁護士になるために司法試験を受けようと思ったからです。大学1年生の時は、なぜかしら法律から離れた「社会」勉強をしていました。法律学も社会科学の1つですから、いろいろな勉強をしましょう。最近は、ヨーロッパ私法の動向に興味があります。ヨーロッパや世界で通用する統一した私法をつくろうなんて、とっても夢があつておもしろいと思いませんか。

鹿野菜穂子 (かの なおこ) 第7章~第10章 執筆

略歴

1983年 九州大学法学部卒業, 1988年 九州大学大学院法学院研究科博士後期課程単位取得、東京商船大学助教授、神奈川県大学助教授、立命館大学教授などを経て、現在、慶應義塾大学大学院法務研究科(ロースクール)教授。

主要著作

『はじめての契約法』(有斐閣, 2003年, 共著), 『国境を越える消費者法』(日本評論社, 2000年, 共編著), 『現代アメリカ契約法』(弘文堂, 2000年, 共訳), 『高齢者の生活と法』(有斐閣, 1999年, 共編著), など。

◆読者へのメッセージ◆

単に抽象的に条文の要件や効果を覚えようとするのではなく、なぜその規定ないし制度が設けられたのかを踏まえて、要件・効果およびそれに関わる議論を理解するように努めて下さい。また、常に具体例を想定しながら読み進めることも、民法の理解を深める上で大切です。